

成年後見

発行：新宿区社会福祉協議会
新宿区成年後見センター

平成29年6月1日発行

センターだより 第10号

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守る民法に基づいた制度です。本人の意思を尊重し「身上監護」や「財産管理」の支援を行います。今回は、成年後見制度を利用する際に気になる「申立て」と「費用」を中心にお伝えします。

法定後見制度の 申立～審判の流れ

申立書類の準備

約1か月



費用発生！2面へ

申立て 約1～3か月

家庭裁判所に申立書類を提出します。



審判 約2週間

審判確定 約1か月

登記

法務局に登記されます。



後見活動開始



費用発生！3面へ

申立書類作成時のポイント

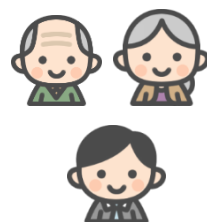


① 申立てに必要な書類の取得について

- 申立書類は家庭裁判所や当センターで入手するか家庭裁判所のウェブサイトダウンロード
- その他、戸籍謄本や住民票などが必要です。

② 申立人になれる人について

- 本人・配偶者・四親等内の親族・区市町村長など
- 四親等内の親族とは
 - ①親・祖父母・子・孫・ひ孫
 - ②兄弟姉妹・甥・姪
 - ③おじ・おば・いとこ
 - ④配偶者の親・子・兄弟姉妹など



③ 申立て時の類型について



類型とは？
2面【知っ得情報①】へ

- 医師の診断書に基づいた類型で申立てを行います。

④ 成年後見人等の候補者について

- 候補者には親族になる場合や専門職（弁護士や司法書士、社会福祉士など）にあらかじめ依頼することや、家庭裁判所に一任することができます。
- 候補者が成年後見人等に選任されない場合があります。誰を成年後見人等にするかは、家庭裁判所が決定します。

⑤ 申立ての取り下げについて

- 申立ての取り下げをするには、家庭裁判所の許可が必要になります。

申立書類準備時と後見活動開始後に“費用”がかかります。詳しく内容を見ていきましょう。





申立てにかかる費用

申立ての際は、以下の費用が発生します。費用については、申立人が用意しますが、そのうち申立・後見登記手数料、送達・送付費用については、裁判所が認めると本人に負担してもらえることもあります。

申立及び後見登記手数料



- ◆収入印紙 3,400 円
保佐類型や補助類型で代理権や同意権の付与の申立てもする場合は、それぞれ 800 円追加が必要です。（下記【知っ得情報①】参照）

医師の診断書

本人の判断能力に応じて決まる種類の判断材料とするため取得する必要があります。

費用は病院ごとに異なります。（数千円程度）

各種必要書類発行手数料

- ◆住民票 300 円/部
- ◆戸籍謄本 450 円/部
（発行手数料は、各自治体によってかわります）
- ◆登記されていないことの証明書 収入印紙 300 円
（本人がすでに後見登記等に記録されていないことを証明するもので、法務局に申請します。）

送達・送付費用

- ◆郵便切手
- ・後見類型の場合 3,220 円
- ・保佐類型・補助類型の場合 4,130 円



【知っ得情報①】

種類の違い

本人の判断能力の程度により「**後見**」、「**保佐**」、「**補助**」の 3 種類があります。類型により成年後見人等の権限の範囲が決まります。種類の判断は上記の「医師の診断書」をもとに家庭裁判所が決定します。申立ての類型によって、準備する書類・費用も変わります。

後見類型

保佐類型

補助類型

ない

判断能力

ある

場合によってはかかる費用

申立書類作成費用



申立人自身で書類を作成する必要がありますが、作成を専門職に依頼することもできます。依頼した場合には費用が発生します。申立書類を作成できる専門職は弁護士と司法書士です。

その場合の報酬はおおむね 10万円～です。報酬は依頼した専門家によって異なります。

鑑定費用



申立期間中に家庭裁判所が必要と判断した場合に鑑定を行います。

鑑定とは、本人に判断能力がどの程度あるのかを医学的に判定することをいいます。平成 28 年、全国で約 9.2%行われました。

実施した場合の費用は 3万円～10万円程度です。

なお、この鑑定費用について東京家庭裁判所では、裁判所が認めると本人に負担してもらえることもあります。



後見人等選任後にかかる費用

一度、成年後見人等が選任されると、原則として被後見人等が亡くなるまで後見活動が続き、この間、次の費用がかかります。費用は、被後見人等の財産から支払われます。

成年後見人等の報酬

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が成年後見人等に選任された場合の報酬額は、管理する財産額や後見業務内容等を考慮の上、家庭裁判所が決定します。

標準的な報酬額のめやすは次のとおりです。

管理財産額	成年後見人等報酬（月額）
～1 千万円	2 万円
1 千万円～5 千万	3～4 万円
5 千万円を超える場合	5 万～6 万円

成年後見監督人等の報酬（選任された場合）

家庭裁判所が必要と認めたり、親族等からの申立てがあった場合、家庭裁判所は、成年後見監督人等を選任します。この場合、成年後見人等とは別に報酬が発生します。

標準的な報酬額のめやすは次のとおりです。

管理財産額	監督人等報酬（月額）
5 千万円以下	1～2 万円
5 千万円を超える場合	2.5 万～3 万円

★親族等が成年後見人等になる場合★

親族等も、報酬付与の申立てをすることができます。報酬額は家庭裁判所が決定します。

★その他★

成年後見人等が被後見人との面会や手続き等に要する交通費、郵送費などの実費がかかります。



【知っ得情報②】

後見制度支援信託

成年後見人等の業務を監督するのは家庭裁判所です。この監督機能を強化するため、成年後見監督人等と共に「後見制度支援信託」制度があります。

家庭裁判所から指示があった場合、被後見人等の財産のうち、日常的に必要な金銭を預貯金として後見人等が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。信託財産の払戻しや信託契約を解約するなどの場合には、あらかじめ家庭裁判所が発行する指示書が必要です。

ご活用ください、助成制度

新宿区では「成年後見制度申立費用」と「成年後見人等の報酬」の助成を行っています。

●助成対象となる方（主な要件）

- ・被後見人等が新宿区内に住所を有していること。（住所地特例含む）
- ・被後見人等が生活保護法による保護を受けていること、または区市町村税が非課税であること。
- ・被後見人等名義の預貯金等の残高が 60 万円以内であること。
- ・後見人等が四親等以内の親族ではないこと。（報酬助成の場合） など

●助成対象となる経費

申立費用：申立諸費用 14,000 円以内（申立及び後見登記手数料、送達・送付費用、診断書料）
 その他費用 100,000 円以内（鑑定費用、各種書類発行手数料）

報酬助成：特別養護老人ホーム等施設入所者の場合：月額 18,000 円以内
 上記以外の場合（本人が在宅者等）：月額 28,000 円以内

*詳しくは新宿区のホームページをご確認ください。

http://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/index06_10.html



落語
で
納得

知っ得 身近な

新宿区成年後見センター
10周年記念行事

成年後見制度

～地域で安心して暮らし続けるために～

落語

落語家 桂ひな太郎氏
「後見爺さん」

講演 座談会

- ・八杖友一弁護士（第二東京弁護士会）
- ・落語家 桂ひな太郎氏
- ・市民後見人

【日 時】平成29年7月1日（土）
午後1時30分～午後4時（開場午後1時）
【会 場】新宿文化センター
小ホール、会議室（新宿区新宿6-14-1）
【定 員】190名
【参加費】無料
【対 象】新宿区在住・在勤・在学の方

【申込方法】電話・FAX・Eメール・ハガキのいずれか。①～④を明記の上、下記までお申込ください。
①氏名（ふりがな）、②住所③電話番号、④本イベントをお知りになったきっかけ
※申込締切：6月23日（金）
※申込者多数の場合は抽選となります。通知は落選者の方のみ連絡します。

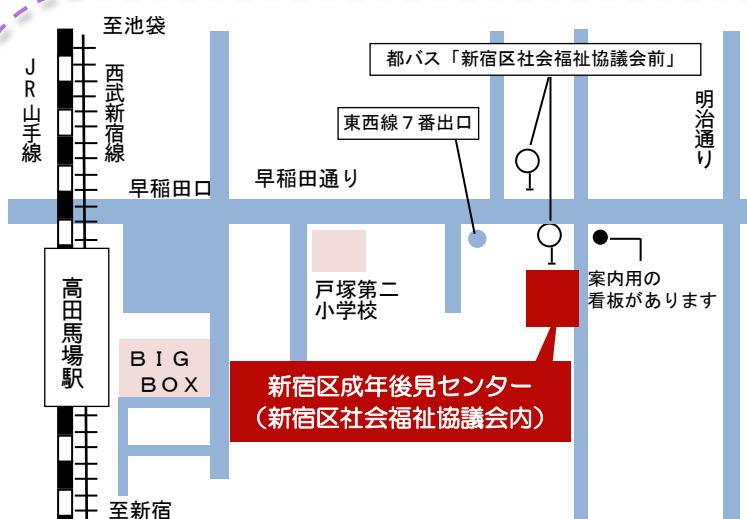
講座年間予定表

今年度、成年後見センターが主催する講座の年間予定です。詳細は、社協広報誌や「広報しんじゅく」等でお知らせします。

開催予定月	内容	講師	開催地区
8月	成年後見人講座	弁護士	戸塚（社協）
9月	成年後見入門・申立	司法書士	若松町
10月	任意後見	司法書士	柏木・角筈
12月	成年後見入門	社会福祉士	四谷
1月	成年後見人講座	未定	戸塚（社協）
2月	任意後見	未定	落合第二

新宿区成年後見センター ご案内

- ◇JR山手線・西武新宿線
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分
- ◇東京メトロ東西線
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分
- ◇都バス
「上69」小滝橋車庫⇄上野公園
または、「飯64」小滝橋⇄九段下
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分



【住 所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20（新宿区社会福祉協議会内）

【電 話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082

【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp

【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp

新宿区成年後見センターは新宿区社会福祉協議会が新宿区から運営を受託しています。